

【別紙】

本市の児童クラブ支援員・補助員給与体系等（令和5年4月1日現在）

児童クラブ支援員及び補助員には、加古川市会計年度任用職員の給与及び報酬等に関する条例（令和元年条例第6号。以下「条例」という。）別表（第3条関係）に掲げる行政職給料表を適用している。

また、年次休暇については、加古川市会計年度任用職員の勤務時間その他の勤務条件に関する規則第5条に基づき、年次休暇の付与、繰越をしている。

※本市においては、令和2年度より会計年度任用職員制度を導入している。

1 児童クラブ支援員

児童クラブ支援員については、報酬（地域手当相当の報酬を含む）、通勤手当相当の報酬、時間外勤務手当相当の報酬及び期末手当を支給している。

《報酬》

（単位：円）

支援員 経験年数	号給	月額	月額 按分後	単価① 100/100	単価② 125/100	単価③ 135/100	単価④ 150/100
1年目	24	188,284	133,620	1,200	1,500	1,620	1,800
2年目	26	192,507	136,617	1,227	1,533	1,656	1,840
3年目	28	195,906	139,030	1,249	1,561	1,686	1,873
4年目	30	199,202	141,369	1,270	1,587	1,714	1,905
5年目	32	202,807	143,927	1,293	1,616	1,745	1,939
6年目	34	205,897	146,120	1,312	1,640	1,771	1,968

※上記報酬等の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。

※月額按分後の金額の算出方法について、上記月額に27.5（1週間の勤務時間）を乗じ、その額を38.75で除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

※新たに児童クラブ支援員となった者の号給は、24号給とする。

ただし、新たに児童クラブ支援員として採用された日の属する年度の前会計年度において次に掲げる要件のいずれにも該当する者の号給は、24号給に、本市の児童クラブ支援員として引き続き勤務した経験年数（当該経験年数が5年を超える場合にあっては、5年）に2を乗じて得た数を加えて得た数を号数とする号給とする。

- ・ 期末手当の支給を受けた者
- ・ 児童クラブ支援員又はこれに類する職種に係る勤務実績がある者

そのため、令和2年度に児童クラブ支援員として勤務した者が、令和2年度以降も継続的に児童クラブ支援員として勤務している職員の号給は、令和6年度については、上記報酬表の「32号給」なる。

※上記月額には、条例別表に掲げる月額に地域手当相当の報酬を含んでいる。

※単価①（時間外勤務手当相当の報酬）について、上記月額に12を乗じ、その額を7時間45分に要勤務日数（当該勤務の属する年度の日数から日曜日、土曜日及び休日（加古川市職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例第6条第1項に規定する休日をいい、日曜日及び土曜日を除く。）の日数を減じて得た日数をいう。）を乗じたもので除して得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り上げた額）。

※単価②（時間外勤務手当相当の報酬）について、単価①に、100分の125を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

※単価③（時間外勤務手当相当の報酬）について、単価①に、100分の135を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

※単価④（時間外勤務手当相当の報酬）について、単価①に、100分の150を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。

《時間外勤務手当相当の報酬の考え方》

	区 分	割 増 率
勤務を要する日	1日の勤務が7時間45分を超えない勤務時間	100 / 100
	1日の勤務が7時間45分を超えた勤務時間	125 / 100
	午後10時から翌日の午前5時まで（深夜勤務）の勤務時間	150 / 100
休日等勤務を要しない日	1日の勤務が5時間30分を超えない勤務時間	135 / 100
	午後10時から翌日の午前5時まで（深夜勤務）の勤務時間	160 / 100
休日等勤務を要しない日に5時間30分以上勤務し、振替を行った場合（※1）	1日の勤務が7時間45分を超えない勤務時間	100 / 100
	1日の勤務が7時間45分を超えた勤務時間	125 / 100
休日等の振替を行った場合（1週間の勤務した時間が38時間45分を超える場合）（※2）	午前5時から午後10時までの勤務時間	25 / 100
	午後10時から翌日の午前5時まで（深夜勤務）の勤務時間	50 / 100
1箇月の時間外勤務時間が60時間を超えた場合	60時間を超えて勤務した全時間	150 / 100
端数処理について	当該月の割増率毎の合計時間数について、30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。	

※上記（※1）及び（※2）の1週間とは、土曜日を起算日とする7日間とする。

《通勤手当相当の報酬の支給基準》

使用距離（片道）	通勤に係る報酬月額
2 km未満	0 円
2 km以上 5 km未満	2,000 円
5 km以上 10 km未満	4,200 円
10 km以上 15 km未満	7,100 円
15 km以上 20 km未満	10,000 円
20 km以上 25 km未満	12,900 円
25 km以上 30 km未満	15,800 円
30 km以上 35 km未満	18,700 円
35 km以上 40 km未満	21,600 円
40 km以上 45 km未満	24,400 円
45 km以上 50 km未満	26,200 円
50 km以上 55 km未満	28,000 円
55 km以上 60 km未満	29,800 円
60 km以上	31,600 円

2 児童クラブ補助員

児童クラブ補助員については、報酬（地域手当相当の報酬を含む）、通勤手当相当の報酬、時間外勤務手当相当の報酬を支給している。

《報酬》

(単位：円)

号給	月額	時給	単価① 100/100	単価② 125/100	単価③ 135/100	単価④ 150/100
23	185,709	1,184	1,184	1,480	1,598	1,776

※上記報酬等の内容は、今後、給与改定等により変更になる場合があります。

※上記月額には、条例別表に掲げる月額に地域手当相当の報酬を含んでいる。

※児童クラブ補助員については、昇給はない。

※単価①～④の金額の算出方法については、児童クラブ支援員と同様である。

《通勤手当相当の報酬の支給基準》

使用距離（片道）	通勤に係る 日額報酬
2 k m未満	0 円
2 k m以上 5 k m未満	100 円
5 k m以上 10 k m未満	200 円
10 k m以上 15 k m未満	340 円
15 k m以上 20 k m未満	480 円
20 k m以上 25 k m未満	620 円
25 k m以上 30 k m未満	760 円
30 k m以上 35 k m未満	900 円
35 k m以上 40 k m未満	1,030 円
40 k m以上 45 k m未満	1,170 円
45 k m以上 50 k m未満	1,250 円
50 k m以上 55 k m未満	1,340 円
55 k m以上 60 k m未満	1,420 円
60 k m以上	1,510 円

《年次休暇付与日数参考》

継続勤務期間の初日から年次休暇を与える年度の 初日までに各年度の末日が到来する回数	1 週間当たりの勤務日の日数				
	5 日	4 日	3 日	2 日	1 日
0 回	12 日	10 日	8 日	3 日	1 日
1 回	13 日	11 日	8 日	4 日	2 日
2 回	14 日	12 日	9 日	4 日	2 日
3 回	16 日	14 日	10 日	5 日	2 日
4 回	18 日	16 日	11 日	6 日	3 日
5 回	20 日	18 日	12 日	6 日	3 日
6 回	20 日	20 日	12 日	7 日	3 日
7 回以上	20 日	20 日	12 日	8 日	4 日